

議第124号 呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、一般廃棄物処理手数料のうち、事業系一般廃棄物に係る手数料等について額の改定をするものです。

2 改正の内容

(1) 事業系一般廃棄物及び家庭系廃棄物の処理並びに飼養する犬・猫等小動物死体収集運搬に係る手数料の額の改定

一般廃棄物処理手数料のうち、事業系一般廃棄物及び家庭系廃棄物（市の処理施設に搬入するものに限る。）の処理並びに飼養する犬・猫等小動物死体収集運搬に係る手数料については、平成25年4月に改定したものです。

この度、コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の手数料の額との間に乖離が生じていることから、これらの一般廃棄物処理手数料について、現行の手数料の額に「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率1.2を乗じた額に改定します。

(2) し尿くみ取りに係る一般廃棄物処理手数料の額の改定

ア 改定の経緯

し尿くみ取りに係る一般廃棄物処理手数料（以下「くみ取り手数料」といいます。）の額については、コストの算出に基づき、平成24年4月に改定以降は、同様の方法でおよそ3年ごとに定期的な見直しをすることとしました。

その後、平成27年4月の改定を経て、平成30年4月に見直しをする予定でしたが、令和元年10月からの消費税及び地方消費税の税率の引上げと併せて見直しをすることとしていたところ、平成30年7月豪雨による災害が発生したことから、被災した多くの市民に対する影響を配慮し、くみ取り手数料の額の見直しは見合わせていました。

この度、全庁的な使用料・手数料の額の見直しがされるため、これにあわせてくみ取り手数料の額の見直しをするものです。

イ 見直しの方法

(7) コスト算定単価及び乖離率

コスト算定単価及び乖離率の算出方法は、次のとおりです。

a コスト算定単価・・・1世帯1月当たりにかかるし尿収集原価

コスト算定単価	=	1リットル当たりのし尿収集原価	×	1月当たりのし尿標準世帯収集量
---------	---	-----------------	---	-----------------

b 乖離率・・・コスト算定単価と現行の手数料との乖離具合

乖離率	=	コスト算定単価	÷	1月当たりのし尿くみ取り標準手数料
-----	---	---------	---	-------------------

(イ) 原価計算の結果

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行のくみ取り手数料の額との間に乖離が生じていることから、現行のくみ取り手数料の額に「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率1.2を乗じた額に改定します。

なお、くみ取り手数料を徴収する際に、現在は計算した額の合計額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとしていますが、原価計算の結果をより適正に反映させるため、当該端数金額の切捨ては行わないこととします。

(ウ) 旧合併町区域における経過措置の整理

旧下蒲刈町、旧川尻町、旧音戸町、旧倉橋町、旧蒲刈町、旧安浦町、旧豊浜町及び旧豊町の区域（以下「旧合併町区域」といいます。）における世帯のくみ取り手数料の額については、旧合併町区域以外の呉市区域（以下「旧呉市区域」といいます。）におけるくみ取り手数料の額に統一させるまでの経過措置として、当分の間、付則別表に定める額としています。

この度の旧呉市区域のくみ取り手数料の額の改定に伴い、旧合併町区域のくみ取り手数料の額について、現行のくみ取り手数料の額が旧呉市区域の改定後のくみ取り手数料の額を上回るものを除き、旧呉市区域のくみ取り手数料の額と同額となるよう改定します。

3 施行期日

令和2年4月1日